制度カレンダー

外国人雇用の期限を、予定表に入れる

制度カレンダー 2026〜2027

外国人社員の手続きを担当する方へ

この資料で分かること

1 2026年10月1日に変わったこと

2 2027年6月までに来る期限

3 育成就労の協力覚書ができた国

2026年10月2日 確認

2026年10月1日から、更新の手数料が上がりました

33,000円

1年の許可の手数料（窓口）

1. オンライン申請は、1年の許可で27,000円。
2. 2026年10月1日以降に受け付けた申請から。
3. 金額は、許可される在留期間で決まる。

申請の受付など、5つがすでに始まっています

日付	出来事
2026年4月13日	外食業の新規受入れ停止
2026年4月15日	監理支援機関の申請開始
2026年9月1日	育成就労計画の申請開始
2026年10月1日	在留手続の手数料改定
2026年10月1日	ハラスメント対策が義務に

「予定」と書いた古い資料は読みかえる。

2027年6月までに、5つの期限が来ます

日付	出来事
2026年11月1日	2027年4月開始の計画申請
2027年3月31日	技能実習計画の申請最終日
2027年4月1日	育成就労開始、支援体制の改正
2027年5月31日	特定技能の定期届出期限
2027年6月30日	技能実習生の入国期限

自社の日を予定表に入れる。

期限ごとに、会社がやることを決めます

- [] 社員の在留期限を一覧にする
- [] 更新の手数料の負担を決める
- [] 監理団体に技能実習の申請予定を聞く
- [] 支援の委託先に2027年4月の体制を聞く
- [] 定期届出の担当と時期を決める

定期届出は年1回。
4月1日から5月31日に出す。

育成就労を使う会社は、
11月1日が目安。

育成就労の協力覚書は、4か国とできています

国	覚書ができた日
タイ	2026年6月2日
ウズベキスタン	2026年6月29日
スリランカ	2026年7月23日
ラオス	2026年8月31日

国の数は、2026年10月2日に確かめたものです。

4か国とも、
認定送出機関のリストが
公表ずみ。

ほかの国は、
入管庁の公表で確かめる。

来る期限を、今日のうちに予定表に入れてください

次にやること

1. 社員の在留期限を一覧にする
2. 自社に関係する期限に印をつける
3. 期限を予定表に入れ、担当者を決める

出典

出入国在留管理庁：在留許可手数料の額の改定

外国人技能実習機構：育成就労制度について

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

在留状況と研修の目的から、学習を設計します

ご相談で分かること

1. いつ、だれに、どの準備が要るか
2. 受講の時間数と、期間の目安
3. 受講の記録と、修了の証明の出し方

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 試験の合格や、在留資格の許可を保証するものではありません。
- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784